

ねんきん通信

公的年金はとっても大切なしくみです！

「いい老後」にちなんで、毎年11月6日(いいろうご)から12日までの1週間は年金週間とされております。今月は、公的年金制度の重要性についてお伝えします。少し難しい話ですが、ぜひご覧ください！

◆公的年金の必要性

わたしたちの平均寿命は、生活水準の向上や医学の発達によって、着実に伸びてきました。我が国の65歳以上の人口(推計)は2,640万人(平成18年9月15日現在)で、総人口の20.7%と5人に1人を占めるまでになりました。さらに、75歳以上は1,208万人となっております。わたしたちは、世界的な長寿大国である日本で暮らしております。

このことは、多くの人にとって、若い時ほど働けなくなって、十分な収入を得られなくなる時が必ずやってきて、しかも、それが長期間に及ぶということを意味します。そうなったときに、生活の不安を少しでも解消し、生涯を安心して暮らすためには、働いていたときの暮らしと大きく変わらない生活のできる収入が確保されていることが必要となります。

◆将来の不確定な要因

わたしたちは、将来の生活で安心できる収入をきちんと確保することができるでしょうか。

まず、誰にも老後の期間を予測することが出来ないため、老後にどれくらいの費用がかかるのか分かりません。また、誰にも年金を受け取るまでの長い期間に生じる経済社会の変動を見通すこともできません。さらに、老後を迎える前に、障害により働けなくなり収入を失ったり、死亡して配偶者や子が残されたりすることも、皆無ではありません。このように、わたしたちの将来には不確定な要素がいくつも存在しています。

◆個人の力の限界

前述のとおり不確定な要因がある中で、老後の生活に必要な収入の確保を個人で行うことができるでしょうか。

例えば、一生懸命働き、たくさん貯蓄したとしても、老後の生活期間を予測し蓄えることは不可能ですし、インフレや不況によって、せっかく蓄えた財産が大きく目減りしたり、資産価値が下落したりする可能性もあります。

また、貯蓄した財産だけでは、生活水準が更に向上するであろう将来の社会で、生涯、これまでの生活と大きく変わらない生活を送ることは難しいといえます。

さらに、子どもからの扶養に頼ることも考えられますが、就労形態が変化し、これまでの年功制が薄められた賃金体系の導入も進む中で、今後、老親を抱える個々の中高年層の側にも、雇用に対する不安定性が増大するものと見込まれます。

また、少子化が進行している中で、親を扶養する場合の子ども1人当たりの負担もますます大きくなっていきます。

このように、将来の経済社会がどのように変わろうとも、や

がて必ず訪れる長い老後の生活を確実に保障する仕組みとしては、個人の貯蓄や家族による私的な扶養のみでは、どうしても限界があると言わざるを得ません。

◆公的年金の役割

そこで、社会連体と自助努力により、わたしたちの将来を保障してくれる公的年金というしくみが必要となります。

これは、現在の生産活動に従事する現役世代が保険料を支払うという自助努力によって、収入の得られなくなった高齢者の年金給付を支え、現在の現役世代が将来高齢者となった時には、それぞれ現役時代の保険料納付の実績、すなわちかつて高齢者の年金給付に対して個人が行った貢献の度合いに応じて、次の世代の支払う保険料によって年金給付を受けるということを経済的に行うという社会全体での世代間扶養に保険料納付という自助努力を組み合わせることを基本としたしくみですから、老後の生活を確実に保障できる唯一制度といえるでしょう。

◆わたしたちの責務

世代間扶養を基本とした社会保険のしくみは、賃金や物価の変動に応じた年金を給付できますが、これは入るか入らないかを個人の任意に委ねることでは成り立たず、社会全体で取り組むことによって初めて可能になるしくみです。

ですから、どのように将来の経済社会が変化しようとも、その社会でこれまでの生活と大きく変わらない生活のできる収入を確保していくため、国民一人一人が、社会全体での世代間扶養を保険料納付という自助努力の下で行う公的年金制度の重要性を正しく認識し、このしくみを守り育てるために、公的年金にきちんと加入し、きちんと保険料を納付する義務を果たす必要があるのです。

～主な国民年金の給付～

★**老齢基礎年金**：国民年金保険料を納めた期間（第3号被保険者であった期間、厚生年金などに加入していた20歳から60歳までの期間などを含む）、免除（全額・半額など）期間、合算対象期間（任意加入とされていた期間に被保険者とならなかった期間など）を合わせて、原則25年以上ある人が、65歳になったときから受け取れます。

★**障害基礎年金**：国民年金加入中（老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住者を含む）、もしくは、20歳前の病気やけがによって、障害認定日（原則、初診日から1年6ヵ月を経過した日）において障害等級（1級・2級）に定める障害の状態である場合などに支給されます。

★**遺族基礎年金**：国民年金に加入している人などが亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に、子が18歳に達する日以後の最初の年度末（障害のある子の場合は20歳）まで支給されます。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

お悔やみ申し上げます
無量谷 幾久枝さん(80歳) 字下沼
野々村 松枝さん(81歳) 字中間寒
莊司 節子さん(76歳) 字幌延

越谷 郁美さん (宮園町)

宮本 昌和さん (宮園町)

大坂佳奈恵さん (宮園町)

新野 貞治さん (宮園町)

富澤 奏子さん (元町)

西本 壮志さん (元町)

角張 心音くん(父裕也) 宮園町

伊藤 圭音くん(父崇) 宮園町

角山 葵くん(父隆一) 1条北2

高橋 楽之介くん(父純) 栄町

ご結婚おめでとう

戸籍の窓 9月

お誕生おめでとう

ご寄付ありがとうございます 9月